



令和7年度
もり
森林の応援団づくり事業
募集要項
～みんなでつくる 京都の森林と未来～

1 「森林の応援団づくり事業」の概要

本事業は、市内の森林資源や森林空間等の活用を進めることで、脱炭素社会や SDGs の実現等に寄与し、京都の豊かな森林と「木の文化」を未来へと継承・発展させるため、木や森林の良さを生かした新たな商品やサービスの開発や販売、社会的課題の解決につながる事業を実施する事業者を、事業資金の調達から支援するものです。

本市の認定を受けた事業について、事業者との連携の下、「ふるさと納税型クラウドファンディング」(以下「GCF」という。)を通じて、本市が事業に賛同する個人、企業の方から寄付を募り、集まった寄付金額に応じて事業資金を補助金として交付します。

2 対象者

京都市内の森林資源や森林空間等を活用した商品やサービス等を提供する事業を行う者
※京都市内に主たる事業所を有するかどうかは問いません。

3 事業期間

事業期間: 下記①、②のいずれかの期間

①当年度実施事業: 交付決定(令和7年11月頃予定)～令和8年3月下旬

②翌年度実施事業: 交付決定(令和8年4月頃予定)～令和9年3月下旬

※①の場合の GCF の実施期間は令和7年10月頃～令和7年11月頃を予定しています。

②の場合の GCF の実施期間は令和7年10月頃～令和8年3月頃を予定しています。

4 対象となる事業 (以下の全てに該当する事業)

- (1) 京都市内の森林資源や森林空間等を活用した商品やサービス等を提供する事業のうち、新規又は規模を拡大して実施する事業
(例) 森のようちえん、森林セラピー、ヨガ、トレイル、キャンプ、木の成分を抽出したアロマ製品、消臭剤、消毒液、食品 等
- (2) 林業の振興、森林の多面的機能の維持向上、社会課題解決に寄与するなど公益性の高い事業
- (3) 京都市森林の応援団づくり事業実施要綱第6条第2項による認定を受けた事業であり、着手する年度内に支援事業に係る経費の支払いが完了する事業であって、その翌年度以降も継続して実施することが見込まれる事業

5 申請から補助金交付までの流れ



※ 実績報告書の提出の前であっても、補助金交付予定額の5分の4の範囲内で、支出済みの経費に対して補助金の部分払いを受けることができます。

6 支援の内容

(1) 資金の調達及び事業化に係る伴走支援

本市に申請があった事業のうち、本市が審査(「8 審査及び支援事業の決定」参照)し、支援の認定をした事業について、本市が事業ごとに GCF により寄付を募り、事業資金の調達を支援します。

また、必要に応じて、本市が支援の認定をした事業の事業化に向けて、産業支援機関と連携した助言、関係事業者とのマッチング等による伴走支援を行います。

(2) 補助金額(上限額)

**申請1件につき100万円以内であって、GCFで調達した寄付金
(手数料分を除く)の額内(補助率10/10)**

申請金額に基づき、GCFにより本市が寄付を募り、寄付金の範囲内で、補助金として交付します(詳細は、「9 GCFの実施」及び「10 補助金の交付申請」を御覧ください。)

(3) 対象となる経費

補助の対象となる経費※	補助の対象外となる経費
<ul style="list-style-type: none">・機械等の購入・設置費・原材料費(商品開発に必要なものに限る)・賃借料(敷金・礼金は除く)・委託費・商品開発費・営業経費・広告宣伝費・市場調査費・事業の実施に直接必要な人件費 (事業のために新たに雇用した場合に限る)・光熱水費・事業に必要な森林整備費	<ul style="list-style-type: none">・建物等の建設費・用地、建物の取得費・損失補填・支払利息・公租公課(消費税等)・官公署に支払う手数料・飲食・接待費・著しく高額、高級と判断される経費・事業に直接必要とされない経費・公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ 対象となる事業の実施に直接必要な経費であり、事業のために必要な事務所・土地の賃借料や、光熱水費等は、他事業と明確に分離、独立できるものに限る。

【注意事項】

- ・ 国、府、民間等の他の助成との併用は可能ですが、他制度において併用を禁じている場合があります。
- ・ 同一事業において国、府、民間等の他の助成を受ける場合は、提出書類の収支予算書の収入予定額を記入してください。
- ・ 同一経費に対して他の助成を重複して申請し、交付を受ける場合、重複する部分の金額については交付できません。

7 申請の方法

受付期間:令和7年4月1日(火)~令和7年5月12日(月)

京都市情報館から計画書等をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、以下の申請先アドレスまで御提出ください。

(1) 申請書等のダウンロード

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000322939.html>



<京都市情報館>

(2) 計画書等送付先

[アドレス] ringyosinko-s@city.kyoto.lg.jp

[メールの件名] 【森林応援団】 申請者名

※ 原則としてメールでのみ受け付けます。何らかの事情でメールでの申請が難しい場合は、個別に御相談ください。

提出書類

- ① 森林の応援団づくり事業計画書（第1号様式）
- ② 団体等の定款、規則等
- ③ 直近3年間の決算書
- ④ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則の第1号様式）

8 審査及び支援事業の決定

令和7年度採択予定件数：5件程度（予算の範囲内）

提出された計画書等の内容が、要件を満たしているか、森林の効果的な利活用につながるものか、GCFでの目標達成の見込みはあるかなど、総合的に審査を行い、予算の範囲内で認定する事業を決定します（原則として、受付期間終了日から45日以内に結果を通知します）。

【審査の視点】

- ① 実現可能性（事業内容が具体的で、収益性等実現に向けた計画が明確なもの）
- ② 公益性（市内の森林整備や担い手の育成、社会課題の解決等につながるもの）
- ③ 発展性（事業の継続性があり、森林の資源利用の可能性を広げるもの）
- ④ 独自性（商品やサービス、事業の新規性や独自性があるもの）
- ⑤ 木製品の場合、京都市認証木材「みやこ杉木」^{*}の利用拡大につながる可能性のあるもの
- ⑥ 事業内容の訴求力、返礼品の設定条件、情報発信の工夫など、GCFの目標達成の可能性

※ 京都市認証木材として、京都市域産材供給協会に認定された製材所等が出荷したもの

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000099691.html>)



<京都市木材地産表示制度>

9 ふるさと納税型クラウドファンディング（GCF）の実施

- ・ 支援の認定を受けた事業について、本市が、事業ごとにGCFによるプロジェクトを組成し、集まった寄付金については、以下のとおり取り扱い、補助金として交付します。
- ・ GCFによるプロジェクトでは、寄付額（手数料分を除く。以下同じ）にかかわらず、集まった寄付額の範囲内で事業を実施する「オール・イン型」のみになります。

① 寄付額が目標額又は補助の上限額(100万円)を上回った場合

- ・ 原則、目標額又は上限額を限度に補助金を交付します。目標額又は上限額を超えた寄付額については本市の基金に繰り入れ、本市の森林・林業施策に活用します。

② 寄付額が目標額を下回った場合

- ・ 原則、集まった寄付額をそのまま補助金として交付しますので、当該補助金の額で実施可能な範囲の事業計画に見直し(事業規模の縮小又は補助金減少分への自己資金の充当等)を行ったうえで、事業を実施してください。
- ・ プロジェクトを指定しない寄付があった場合、目標額又は上限額の範囲内で、目標額に対するGCFの達成率に応じて事業(不成立となったプロジェクトを除く。)ごとに当該寄付額の一部を配分し、補助金として交付することがあります。

<令和6年度のGCFによるプロジェクトの例>



令和6年度は、本市が認定した5件の事業のプロジェクトが成立しました!成立したプロジェクトについては、以下の本市ホームページを御覧ください。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000329361.html>)



<令和6年度のプロジェクト>

10 補助金の交付申請

- ・ GCF による寄付額(配分枠分がある場合は、その額を加えた額)からクラウドファンディングの決済等に係る手数料を差し引いた額の範囲内で、補助金の交付申請を受け付け、交付額を決定します。
- ・ GCF の結果、寄付額が目標額に届かず、認定を受けた事業計画どおりに実施することが困難な場合は、交付申請書に添付する事業計画について、当該補助金の額で実施可能な内容に見直ししてください。

11 その他注意事項

- ・ GCFの実施に当たっての返礼品の設定は任意としますが、GCFの目標達成に向けた手段として、積極的に検討してください。
- ・ また、GCFの目標達成のためには、SNS等での事業者からの情報発信や顧客、取引先等への働きかけが極めて重要ですので、事業計画の認定後は、積極的な情報発信等に努めてください（返礼品の設定の有無を含め、GCFの目標達成の見込みについては、審査項目の重要なポイントです）。
- ・ なお、ふるさと納税の制度上、住所地が京都市内の寄付者は、返礼品を受け取ることができませんので、御注意ください。
- ・ 事業計画の認定後のGCFは、本市が契約しているプラットフォーム（仲介事業者）のサービスを利用します。事業内容をアピールするための素材（画像、試作品等）の提供やプロジェクトページの組成、GCFの目標達成に向けた伴走支援等について、直接プラットフォームと調整をしていただくことがあります。
- ・ 補助金の原資が、寄付金であることを踏まえ、事業の積極的な情報発信等、市民や寄付者への還元に努めてください。
- ・ 補助金の交付決定後は、事業の変更及び中止・廃止については、あらかじめ本市の承認が必要です。
- ・ 事業の実施に当たっては、森林内の地権者等の了承及び必要な許認可等の取得に遺漏のないようお願いします。特に、森林において立木の伐採や、建築物や工作物の新築、土地の形質の変更等を行う場合は、事前の届出や許可等が必要な場合があります。

【申請・お問い合わせ先】

（時間：土日祝日を除く8時45分～17時30分）

京都市 産業観光局 農林振興室 林業振興課

「森林の応援団づくり事業」担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 本庁舎 地下1階

電話：075-222-3346 FAX：075-221-1253

E-mail：ringyosinko-s@city.kyoto.lg.jp